

Japan Drone2016 運営事務局 御中

出展規約を了承し、下記の通り出展を申し込みます。

【提出先】

Japan Drone2016 運営事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1

弘済会館ビル2F (株)スペースメディアジャパン内

TEL: 03-3512-5672 FAX: 03-3512-5680

E-mail: japan-drone@smj.co.jp

Startupブースは、ベンチャー企業(資本金1,000万円以下かつ設立3年以内) および学校法人限定のブースです。

※ベンチャー企業は、会社登記簿謄本コピーをご提出ください。

①出展者情報

※お申し込み後、社名・所在地・電話番号・担当者等に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

申込日: 年 月 日

会社・団体名	(フリガナ)		
	(和文)		
	(英文)		
本社所在地	(フリガナ)	TEL: ()	
	〒	FAX: ()	
代表者名	(フリガナ)		
	(役職)	(氏名)	印
ホームページアドレス	日本語 http://	英語 http://	
出展担当者	(フリガナ)		
	(所属)	(役職)	(氏名) 印
担当者所在地	〒		
	TEL: ()	FAX: ()	E-mail:
共同出展社名	※空欄可		

②出展申込小間数と出展小間料金(お申し込みの際、下記にレ印を入れ、該当欄をご記入ください。)

<input type="checkbox"/>	基礎小間+パッケージ 2m×2mパッケージブース付 ※パッケージブースに含まれるもの ・システム壁面パネル 高さ:2.7m ・社名サイン(1ブース1枚) ・スポットライト(2灯×小間数) ・100V500W 2口コンセント(1ヶ×小間数) ・電気幹線工事費及び電気使用料(1KW×小間数)	250,000円	() 小間	円
消費税(8%)				円
出展料金 合計				円

お申し込み後、(株)コングレより請求書を発行致しますので、期日までにお振込みください。

③出展予定について(出展される予定の製品・サービスを、以下にレ印をお付けください)

ドローン(無人航空機)及び関連分野

(無人航空装置及びプラットフォーム アプリケーション・ソフトウェア カメラ&イメージングシステム データ&通信 開発サービスと施設)

(グラウンドコントロールシステム 材料&製造装置 推進装置&パワーシステム インテグレーションシステム ナビゲーション&ガイダンスシステム)

(ロボティクス技術 シミュレーション・トレーニング その他)

ドローン(無人航空機)を利用した各種サービス分野

(撮影 調査 警備 測量 物流 農業 施設点検 災害対策 その他)

その他サービス

(保険 教育 その他)

事務局記載欄	事務局受付日: 年 月 日
--------	---------------

①規約の履行

1-1 出展者(共同出展者を含む、以下同じ)は以下に述べる各規約及び、主催者から提示された「出展のご案内」及び出展者マニュアルの各規定(以下に説明する展示に関する規約の一部掲載)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者及び関係者の損害も補償いたしません。

②出展申込の承認・契約

2-1 主催者は「出展申込書」を受領後、審議のうえ、出展の承認日をもって出展契約が締結されたものとします。

2-2 契約締結後、出展申込書の出展予定製品・サービス等について虚偽の記入があった場合は、出展小間料の支払いがあった後でも、主催者は出展を認めないことがあります。その場合、支払済みの出展小間料金は返還いたしません。

③小間転貸等の禁止

3-1 出展者は主催者の承諾なしに小間の転貸・売買・交換・譲渡はできません。

④共同出展

4-1 2者以上の複数企業が共同で同一小間に展覧される場合は、代表出展者名及び共同出展者名を「出展申込書」にご記入のうえ、お申し込みください。なお、手続きはすべて代表出展者が行ってください。

⑤出展小間料金の支払い

5-1 出展者は出展要項に基づき指定期日までに展覧小間料金をお支払いください。指定期日までに支払いがない場合、主催者は出展契約を解除することができます。その場合、支払い済みの出展小間料金は返還いたしません。

⑥出展のキャンセル

6-1 出展申込契約締結後のキャンセルは原則として認められません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合はキャンセルを認めることがあります。この場合、下記の基準でキャンセル料をお支払いください。なお、キャンセル通知受領日は、主催者が書面による通知を受領した日とします。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ◆2015年10月20日まで | 出展料の50% |
| ◆2015年10月21日～12月31日まで | 出展料の80% |
| ◆2016年1月1日以降 | 出展料の100% |

⑦出展物について

7-1 出展物は、出展申込書「出展製品・サービスについて」に記載された内容であると共に、主催者が承認した物に限ります。

7-2 主催者が本展示会の開催主旨に沿わないと判断した出展物や危険物、また日本の法律に抵触する物は出展できません。そのような出展があった場合、主催者は直ちに当該出展物の撤去、または出展を取り止めさせる処置を取ります。その場合、出展小間料金は返還いたしません。

⑧展示スペースの割り当て

8-1 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定いたします。出展者は、その結果に従うものとします。

8-2 出展者は、いかなる場合があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。

8-3 出展申込みキャンセルなどがあった場合、主催者は発表した小間配置を変更する権利を持ちます。

⑨書類の提出

9-1 出展申込を正式に主催者が受領した後、出展者は主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

⑩出展に関する規約

10-1 出展申込書に記載された法人・団体等及び製品・サービスなどが展示対象です。出展者は、出展申込書に記載された法人・団体等及び製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。

10-2 装飾・展示物などの搬入・搬出及び展示方法などは、主催者の提供する「出展者マニュアル」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。

10-3 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。

10-4 出展者は強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為、また近隣の展示を妨害する行為を禁止します。妨害の有無や実演などが他社に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとします。

10-5 出展者は展示会会期中及び会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。

10-6 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

10-7 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における現金の授受を伴う物品サービスの提供(即売行為)・商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。

10-8 出展関係者であっても、中学生以下の入場は、保護者同伴に限らせて頂きます。

⑪原状回復

11-1 出展者は本展示会終了後、自社小間スペースの原状回復を行わなければなりません。出展者が回復作業を行わない時は、主催者がこれを行い、その費用は出展者が負担するものとします。

⑫展示会の変更・中止

12-1 天災・ストライキ・テロもしくは防疫等の不可抗力により、本展示会の開催が困難と判断した場合には、主催者は開催期日の変更、短縮もしくは開催を中止する権利を有するものとします。この場合、出展料及び出展者が出展に要した費用の償還と賠償の義務は負わないものとします。

⑬損害責任

13-1 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

⑭海外貨物の出展

14-1 本展示会場は、保税展示場ではありません。海外から運搬された貨物を出展する場合は、出展者がATAカルネを用いるなどの適法な手続きを行った上でお持ち込みください。

⑮その他

15-1 出展者は、出展などを通じて「個人情報」を取得した場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に処置しなければなりません。

15-2 本展示会開催期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生するトラブルや商取引に係る責は当事者に帰するものであり、主催者としては一切関与いたしません。

15-3 出展者もしくはその主要な株主や出資者は、反社会的勢力(暴力団員・暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団など)ではないことを表明・保証するものとします。

15-4 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。

15-5 主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。